

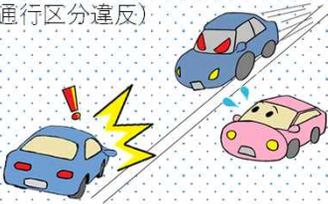


妨害運転は 犯罪です!!

こんな行為が、妨害運転（いわゆるあおり運転）
になります!!



- ・ 対向車線からの接近や逆走
道路交通法第17条第4項
(通行区分違反)



- ・ 不要な急ブレーキ
道路交通法第24条
(急ブレーキの禁止違反)



- ・ 車間距離を詰めて接近
道路交通法第26条
(車間距離不保持)



- ・ 急な進路変更や蛇行運転
道路交通法第26条の2第2項
(進路変更禁止違反)



- ・ 左車線からの追越しや
無理な追越し
道路交通法第28条第1項又は第4項
(追越し方法違反)



- ・ 不必要な継続したハイビーム
道路交通法第52条第2項
(減光等義務違反)



- ・ 不必要な反復したクラクション
道路交通法第54条第2項
(警音器使用制限違反)



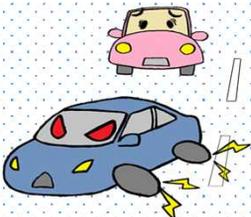
- ・ 急な加減速や幅寄せ
道路交通法第70条
(安全運転義務違反)



- ・ 高速自動車国道等の
本線車道での低速走行
道路交通法第75条の4
(最低速度違反)



- ・ 高速自動車国道等
における駐停車
道路交通法第75条の8第1項
(停車及び駐車違反)



もし、「妨害運転」行為を受けた場合は？

- ・ 近くの安全な場所に避難してください。
- ・ 車外に出ることなく、110番通報してください。
- ・ 相手の車のナンバーなどを記録したり、
撮影してください。
(ドライブレコーダーを付けましょう。)





妨害運転は悪質・危険！厳罰になります！

他の車両等の通行を妨害する目的で、車間距離を詰める等の一定の違反行為をして、他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある運転をした運転者には、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金！

違反点数25点・運転免許取消し！！（欠格期間2年）

※前歴や累積点数がある場合には最大5年。



さらに、「妨害運転」の結果



高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合には、

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金！！

違反点数35点・運転免許取消し！！（欠格期間3年）

※前歴や累積点数がある場合には最大10年。

妨害運転の被害に遭わないためには??

- ① 通行帯を守る。（キープレフト）
- ② 安全な速度で走行する。
- ③ 車間距離を保つ。
- ④ 不要な急ブレーキを掛けない、掛けさせない。
- ⑤ 急な割り込みはしない。
- ⑥ 不要なクラクションを鳴らさない。
- ⑦ 前照灯を周囲の状況に応じて正しく使用する。



妨害運転を誘発しない、
「思いやり・ゆずり合い」運転を！



神奈川県警察
交通総務課

@KPP_koutuu

交通総務課公式ツイッター



twitter @kpp_koutuu

国土交通省作成動画



付けてますか？
ドライブレコーダー

神奈川県警察からお願い



電話で

キャッシュカード

と言われたら

サギ!!